

# 国立の美術館・博物館等文化施設への オストメイト（人工肛門・人工膀胱の 保有者）対応設備の設置促進

—行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん—

総務省東京行政評価事務所に、次の行政相談が寄せられましたので、行政苦情救済推進会議（座長：成田頼明横浜国立大学名誉教授）で検討した意見を踏まえて、平成 20 年 9 月 26 日、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館に対し、オストメイト対応設備の設置の推進及び同設備を設置した場合の周知の実施についてあっせんしました。

（相談要旨）

国立新美術館（平成 19 年 1 月 21 日開館）の多目的トイレには、平成 19 年 6 月現在、オストメイト（人工肛門・人工膀胱の保有者）が利用できる設備が設置されていなかった。

数か所でも構わないので、同美術館内の多目的トイレに、オストメイトが利用できる設備を設置するようにしてほしい。

（注）国立新美術館では、東京行政評価事務所から当該行政相談のあっせんを受けて検討した結果、平成 19 年 12 月、館内の多目的トイレ 11 か所のうち 1 か所に、オストメイト対応の洗浄設備を設置しています。

## 1 オストメイト対応設備の設置の法的根拠等

平成 18 年 6 月、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号、以下「新バリアフリー法」という。）が制定され、

同年12月20日に施行されました。

新バリアフリー法では、病院、劇場、百貨店、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、博物館、美術館、図書館等を特別特定建築物とし、このうち床面積が2,000㎡以上(注)の建築物を新築等する建築主等に対し、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設(建築物の出入口、階段、エレベーター、便所、駐車場など)の構造及び配置に関して政令で定める基準に適合させる義務が規定され、便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具(オストメイト対応の設備)を設けた便房を1以上設けることが定められています。

このため、平成18年12月以降に新築する特別特定建築物には、新バリアフリー法によりオストメイト対応設備の設置義務がありますが、18年12月以前に建てられた建築物には、オストメイト対応設備の設置が進んでいない状況にあります。

しかし、同法のバリアフリー化推進の趣旨からみて、同法施行前の特別特定建築物であっても、床面積が2,000㎡以上の増改築等をする際にはオストメイト対応設備の設置義務があることを踏まえ、可能な限り同設備の設置を推進すべきではないかと考えられます。

(注) 地方公共団体では、条例によって、特別特定建築物の床面積の規模制限などを新バリアフリー法よりも厳しく規定できることとなっています。東京都の場合、博物館、美術館又は図書館等については、床面積の規模にかかわらず新バリアフリー法の適用を受けるものと規定しています。

## 2 背景事情

### (1) 人工肛門、人工膀胱装着者数

厚生労働省の平成18年度社会福祉行政業務報告(平成19年9月28日発表)によると、18年度末現在のぼうこう・直腸機能障害及び小腸機能障害による身体障害者手帳交付台帳搭載数は、全国でおよそ16万4千人(人口における割合は千人に1人か2人)、このうち当局管内の1都9県における同台帳搭載数は、5万4千人(全国の約33%)となっています。

### (2) オストメイト対応トイレの必要性

オストメイトは、便や尿の排泄をコントロールできないため、腹部に便等を入れる袋(以下「パウチ」という。)を装着していますが、このパウチに溜まった便等の汚物は、日に数回排出するほか、定期的にパウチを交換する必要があるとされています。

パウチの交換時には、パウチ内の汚物を便器に排出の上、パウチを洗浄し、洗浄後のパウチを汚物入れに投入しています。このため、オストメイトが使用する

トイレの設備としては、パウチを洗浄するための水栓付の便器又は汚物流し台及びパウチを捨てるための汚物入れが必要となります。

さらに、オストメイトを構成員とする障害者団体の社団法人日本オストミー協会では、パウチの不具合から汚物が漏れる場合があるとして、汚物流し台にはオストメイトが腹部を洗浄可能な温水の出る機器の設置を希望しています。

### 3 関係機関の状況、対応等

平成 20 年 3 月、当局が管内の独立行政法人国立美術館等 4 機関 11 施設を対象に、オストメイト対応トイレの設置状況について調査した結果は、次のとおりでした（表参照）。これらはいずれも、新バリアフリー法の施行以前に建てられた建築物です。

- ① オストメイト対応トイレの設置・・・2 機関 4 施設（調査対象 11 施設の約 36%）
- ② オストメイト対応トイレの未設置・・・4 機関 7 施設（調査対象 11 施設の約 64%）

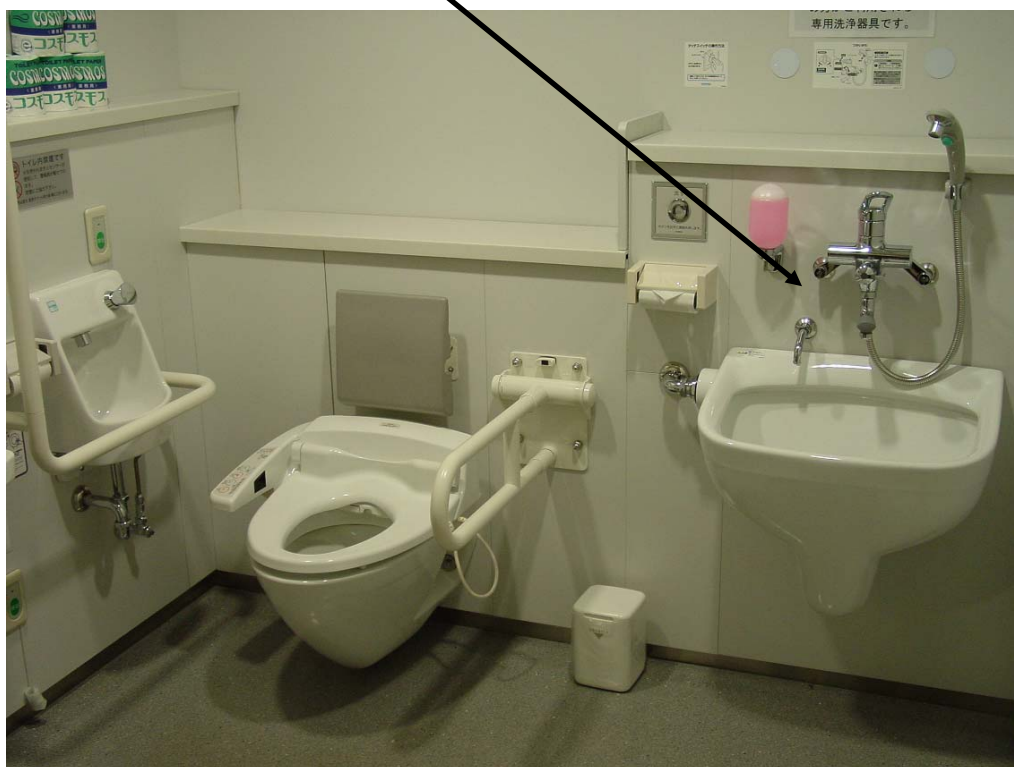
表 オストメイト対応トイレの設置状況 (単位：か所、㎡、人)

区分 調査対象	身体障害者用トイレ数	オストメイト対応トイレ		延べ床面積 (㎡)	入館(園)者数(人) (平成 18 年度)
		有無(設置数)	設置年月		
1 (独)国立美術館 東京国立近代美術館 美術館 工芸館 フィルムセンター 国立西洋美術館 国立新美術館	—	—	—		
	—	—	—		
	3	有 (1) ※	平成 13 年 8 月	17, 192	700, 336
	1	無		1, 858	163, 592
	1	無		6, 912	134, 069
	5	有 (1) ※	平成 18 年 2 月	17, 369	612, 330
	1 1	有 (1) ※	平成 19 年 12 月	47, 637	498, 694
2 (独)国立科学博物館 上野本館 筑波実験植物園 自然教育園	—	—	—		
	1 7	無		33, 612	1, 599, 521
	1	無		1, 391	63, 662
	1	無		1, 984	98, 074
3 (独)国立文化財機構 東京国立博物館	—	—	—		
	7	無		71, 642	1, 417, 195
4 (参考) 国立国会図書館 東京本館 国際子ども図書館	—	—	—		
	7	有 (1) ※	平成 17 年 3 月	147, 853	428, 742
	3	無		6, 671	140, 637
4 機関 1 1 施設	—	有：2 機関 4 施設 無：4 機関 7 施設			

- (注) 1 当局が平成 20 年 3 月に実施した調査による。
- 2 ※は温水の出る機器である。
- 3 国立国会図書館は参考として調査した。

[オストメイト対応トイレの設置例]

- 国立新美術館（シャワー及び汚物流し台一体型）



- 東京国立近代美術館



- 国立西洋美術館



## (あっせん等の要旨)

独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館においては、オストメイト対応設備の設置を定めた新バリアフリー法の施行日（平成 18 年 12 月 20 日）以前に建てられた建築物であっても、国を代表する展示活動を行うことにより多数の方が利用する文化施設については、次の事項について検討する必要がある。

- ① オストメイト対応設備の設置を可能な限り推進すること
- ② オストメイト対応設備を設置した場合、ホームページ等で周知を図ること

### ○ 行政苦情救済推進会議

総務省関東管区行政評価局に寄せられた行政に関する苦情等の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った苦情救済活動を効果的に推進することを目的に開催する。

#### (行政苦情救済推進会議構成員)

- 成 田 頼 明 (横浜国立大学名誉教授 (座長))  
朝 倉 宣 年 (テレビ埼玉取締役技術局長)  
大 平 恵 吾 (弁護士)  
鎌 田 理 次 郎 (日本オンブズマン学会理事長)  
関 口 一 郎 (関東行政相談委員連合協議会会長)  
田 部 井 淳 子 (登山家)  
吉 野 重 彦 (埼玉県商工会議所連合会顧問)

【連絡先】 関東管区行政評価局

首席行政相談官室

電 話 : 048-600-2313

F A X : 048-600-2336